

令和 2 年度

第3回 第一農地部会定例会議事録

令和2年6月30日（火）

直江津学びの交流館2階 研修室

令和2年度第3回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和2年6月30日(火)午後2時

場 所 直江津学びの交流館2階 研修室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番	佐藤 清繁	4番	吉村 清正	6番	古川 政繁
7番	篠宮 英樹	8番	竹内 浩行	11番	金子 昭榮
12番	上原 孝	13番	五十嵐 彰	14番	清水 強
15番	牧繪 雄一郎	16番	折笠 正勝	23番	久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	高島 真一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治
白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	松本 香

2 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 農地利用最適化推進委員

小林 政秋 高宮 文男

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 吉村 清正 13番 五十嵐 彰

(2) 議事

(合併前の上越市)

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(中郷区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

(板倉区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

議案第1号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

なし

5 会 議

	<p>議長（部会長）あいさつ後、部会を開会</p>
議 長	<p>これより第3回第一農地部会を開催します。</p>
議 長	<p><資格審査> はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数12名、全員が出席していますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p>
	<p>また、農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会の農地利用最適化推進委員数17名で出席15名、欠席2名です。</p>
議 長	<p><議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号4番 吉村 清正 委員、議席番号13番 五十嵐 彰 委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>(合併前の上越市分の議案) <議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号32番から36番までの5件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。1頁、番号32番から36番までの5件です。 番号32番から35番は、譲受人の規模拡大のため売買により買受けるものです。 36番は当該地の隣接地を現在耕作している譲受人が、耕作利便のため当該地を求めるものです。 これらの案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。 以上です。</p>

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号32番から36番までの5件を原案のとおり許可したいと思いますと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。議案第1号の5件を許可することに決定します。

<議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長 　議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号13と14番の2件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 　2頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号13番と14番の2件です。

番号13番は、大字藤塚地内の農地に「資材置場及び駐車場」を整備するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、同地区内で金属加工業を営んでおりますが、資材置場及び駐車場を所有しておらず、借地を利用していることから事業所に隣接している申請農地を取得し、「資材置場及び駐車場」として利用するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、同地区内で業務を営んでいる者の業務上必要な「資材置場及び駐車場」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は、資材置場及び駐車場4台分で、工期は7月15日から7月31日までです。

転用目的が建築を伴わないことから都市計画法第29条の開発許可申請は不要であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号14番は、大字中真砂地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。

5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

(事務局)
久保埜

申請者は、妻と市内のアパートに居住しておりますが、手狭であることから申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

土地利用計画は住宅1棟で、建ぺい率は28.55%となります。工期は許可日から令和2年12月31日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号13番と14番の2件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。議案第2号の2件を許可することに決定します。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件、3年超6年以内1件、6年超10年以内2件、10年超なしで合計4件、利用権移転なし、所有権移転3件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号597番の1件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。
8頁、番号597番の1件で、再設定です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きます、利用権設定、期間3年超6年以内、番号598番の1件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 9頁、番号598番の1件で再設定です。

久保埜 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きます、利用権設定、期間6年超10年以内、番号599番と600番の2件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 10頁、599番と600番の2件で再設定1件、新規1件です。

久保埜 これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 最後に所有権移転、番号601番から603番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 11頁、所有権移転、番号601番から603番までの3件です。

久保埜 内訳は、所有権を移転する土地、田25筆17,981㎡、畑1筆145㎡、他7筆212㎡の合計18,338㎡です。

601番と602番は、農地の集約化を図るため売買により田の交換を行うものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内1件、10年超4件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間5年以上10年以内、番号54番の1件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保埜

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。

13頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号54番の1件です。

この案件は、5月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地1筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、権利の設定、期間10年超、番号55番から58番の4件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保埜

14頁、権利の設定、期間10年超、番号55番から58番までの4件です。

こちらの案件も、5月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地21筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第4号について、同意することに決定します。

<議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」>

議長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号2番の1件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、ご説明いたします。

15頁、整理番号2番の1件で、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。対象農地は田など23筆の19,040㎡で、対象となる面積が大きく認定農業者との調整に時間を要し、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うものです。

本案件において、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認められれば、市長に対し、農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するよう要請を行います。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号2番の1件について原案のとおり意思決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせんの申し出のあった整理番号2番の1件について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、原案のとおり意思決定することに決定します。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号173番から175番までの3件を報告します。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 　16頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「休耕」1件、「地主耕作」2件の計3件です。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の3件を承認します。

<報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 　報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号47番から56番までの10件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

17 頁、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号 47 番から 56 番までの 10 件の届出書を受理したのでご報告します。

転用目的は、「敷地拡張」1 件、「資材置場」2 件、「一般個人住宅」3 件、「駐車場」3 件、「集合住宅」1 件の計 10 件です。

番号 48 番は、全体の転用面積が 1,000 m²を超えるため、19 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 10 件を承認します。

議 長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内 1 件、6 年超 10 年以内 2 件で合計 4 件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 7164 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相 葉

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

2 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7164 番の 1 件で、新規となります。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7165 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

- (中郷区)
相 葉 3 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7165 番の 1 件で、再設定となります。
- これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
- 以上です。
- 議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7166 番と 7167 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。
- (中郷区)
相 葉 4 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7166 番と 7167 番の 2 件で、いずれも再設定となります。
- これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
- 以上です。
- 議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 特に質問がないようですので、採決に入ります。議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
- 議 長 **<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>**
報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7121 番と 7122 番の 2 件を報告をします。事務局の説明を求めます。
- (中郷区)
相 葉 5 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」2 件の届出書を受理しましたので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」です。
備考欄に関連する前述の議案の頁と番号を記載しております。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようなので、報告第1号の2件を承認いたします。

<報告第2号「農用地利用集積計画変更について」>

議長 報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号7101番と7102番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 6頁に記載のとおり、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、整理番号
相葉 7101番と7102番の2件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも小作料の減額による変更となります。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第2号の2件を承認いたします。

議長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内2件、6年超10年以内1件、10年超1件で合計4件、利用権移転なし、所有権移転1件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年超6年以内、番号7689番と7690番の2件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

上原 2頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7689番と7690番の2件でいずれも新規です。

7689 番はこれまで 7690 番の譲渡人が借り受けて耕作していましたが、労力不足により中途解約して当該譲受人に貸付するものです。

7690 番はこれまで自作していましたが、労力不足により当該譲受人に貸付するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 　続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7691 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 3 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7691 番の 1 件で再設定です。

上原 　この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 　続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 7692 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 4 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7692 番の 1 件で再設定です。

上原 　この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 　最後に所有権移転、番号 7693 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上 原

5 頁、所有権移転、番号 7693 番の 1 件です。

内訳は、買い手 1 人、売り手 1 人、所有権を移転する土地は田 1 筆 2,487 m²です。

売り手は実家の農地を相続しましたが、遠方で日常の管理に支障をきたすため、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却するものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

＜議案第 2 号「農地利用配分計画案に係る意見について」＞

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 2 件、10 年超 1 件です。

権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7547 番と 7548 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上 原

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

7 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7547 番と 7548 番の 2 件です。

これらの案件は、5 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 3 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　権利の設定、期間 10 年超、番号 7549 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。

（板倉区）
上原 　8 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7549 番の 1 件です。

この案件も、5 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 6 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第 2 号について、同意することに決定します。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7530 番の 1 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

（板倉区）
上原 　9 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7530 番の 1 件を受理しましたので報告いたします。

合意による解約であり、返還後の利用計画は「他者に貸付」です。

備考欄に関連する前述の議案の頁と番号を記載しております。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。

議長 　次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

（清里区駐在室分の議案）

<議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 　議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超2件、権利の移転1件です。

最初に権利の設定、期間10年超、番号8158番と8159番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。

（清里区） 議長 　議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。

近藤 　2頁、権利の設定、期間10年超、整理番号8158番と8159番の2件です。

この案件は、5月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地8筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、権利の移転、番号8160番の1件について事務局の説明を求めます。議案に関連いたします上原委員は退席をお願いします。

（清里区） 議長 　3頁、番号8160番をご覧ください。

近藤 　これまで個人として借り受けていた農地を、代表を務める法人へ利用権移転するものです。

以上です

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 8160 番の 1 件を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、上原委員の退席を解除します。
上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたので、お知らせさせていただきます。

議長 それでは、採決に入ります。
議案第 1 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
議案第 1 号について、同意することに決定します。

議長 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

本日の農地部会を終了します。(午後 2 時 4 1 分)